

CM方式による安全管理に関する研究

佐藤工業株式会社 ○高木元也^{*1}

足利工業大学 小林康昭^{*2}

独立行政法人産業安全研究所 花安繁郎^{*3}

早稲田大学 嘉納成男^{*4}

利根地下技術株式会社 吉田圭佑^{*5}

By Motoya TAKAGI, Yasuaki KOBAYASHI, Shigeo HANAYASU,
Naruo KANO, and Keisuke YOSHIDA

わが国において、これまで民間建築工事に導入されているCM方式による工事執行が、公共工事においても具体的に検討されつつある。同方式が本格的に導入された場合には、これまでの請負契約で総合建設業者が実施してきた統括安全管理とは異なる安全管理体制の出現が予想される。その際、CMR（コンストラクションマネジャー）や各建設業者等の安全管理上の役割と責任が、現行の労働安全衛生法では十分に明確にされない問題が生じることが懸念されている。

本稿では、CM方式の導入に伴う建設工事における安全管理上の問題点を明らかにするとともに、それらに対する適切な安全管理のあり方について検討することを試みた。

【キーワード】CM, CMR, 安全, 労働安全衛生法, 統括安全管理

1. はじめに

わが国の建設工事にCM方式を導入する動きが活発になりつつある。

すでに、民間建築工事では、小規模工事はもとより大規模なオフィスビル、商業施設等の建設工事にまでCM方式が導入されている。また、平成13年3月には、日本コンストラクション・マネジメント協会が設立されるなど、CM方式を普及させる活動も進展している。

一方、公共工事においてもCM方式導入の検討は幅広く行われ、平成12年度から、具体的な検討を行うためにCM方式のモデル工事が試行されている。

CM方式が導入された場合、これまでとは異なる安全管理体制の出現が予想され、建設現場の安全管理に影響を及ぼすことが懸念される。CM方式の導入が本格化する前に、この問題点を明らかにし、解決策を見出していかなければならない。

本稿は、CM方式導入に伴う建設現場の安全管理上の問題点と、それらに対応する今後の取り組みのあり方について検討を加えたものである。

2. 導入が予想されるCMの形態

CMの形態には様々なパターンが考えられる¹⁾。しかし、関係法令やこれまでの商習慣等から、今後、わが国の建設工事において導入される形態はいくつかに限定されると予想される。

(1) CMの形態別の検討

表1に代表的なCMの形態を示し、それぞれについて、わが国の会計法令、建設業法等の下、その適用可能性を検討すると以下のとおりである^{2) 3)}。

a) オーナー型CM

オーナー型CMでは、CMRが発注者の組織の中に入り、対外的には発注者の身分でCM業務を行う。

このうち、パターン1は、建設業者（C1：総合建設業者）に工事を一括発注するものである。

公共工事では、このパターンのCM業務は、競争入札契約に付するか、随意契約にするか、そのいずれでもコンサルタント契約として処理することができる（会計法第29条の3）。

*1 総合研究所主任研究員 03-3661-9555
*2 工学部土木工学科教授 0284-62-0609
*3 研究部長 境界領域・人間科学安全研究グループ担当 0424-91-4512
*4 理工学部建築学科教授 03-5286-3284
*5 監査役 03-3737-3751

表1 CMの形態

形態	パターン	CMRとOの 請負関係	CMRによる 施工管理	統括安全 管理の主体
オーナー型	1	なし	行わない	C1
	1'		行う	O
請負型	2	あり	行わない	C1
	2'		行う	CMR
エージェンシー型	3	なし	行わない	C1
	3		行う	*

【備考】 O 発注者
CMR コンストラクション・マネジャー
C1～C3 建設業者
* 統括安全管理者としての特定が不明

資料 建設業労働災害防止協会「新たな発注・契約形態による建設業の安全管理に関する検討結果報告書」より作成

統括安全管理は、従来どおり、総合建設業者が行うことが考えられるが、CMRが発注者の身分で行うことも可能である。

また、パターン1'は建設業者に分離発注するもので、C2、C3には専門工事業者が入る他、部分請負の形態で総合建設業者が入る場合も考えられる。

このような分離発注においても、工事請負契約の数が増加するだけで、現行法上、公共工事でのCM業務の適用は可能である。

統括安全管理は、これらの建設業者以外に、パターン1と同様、CMRが行うことも考えられる。

b) 請負型CM

請負型CMでは、通常、CMRが工事発注段階までは、計画調整、発注準備等のCM業務を行い、その後は、自ら工事の受注者となる。

発注者に対し、工事の最高限度額（GMP：Guaranteed Maximum Price）を保証する契約方式もある。

り、最終工事費がこの最高限度額内でおさまれば、差額は発注者とCMRで分け合う場合もある。

統括安全管理は、パターン2ではCMR、またはC1に入る総合建設業者が行い、パターン2'ではCMR、C2、C3に入る建設業者（パターン1'と同様、専門工事業者、総合建設業者（部分請負））のいずれかが行うことが考えられる。

この形態は、現行法上、公共工事に適用することは難しいと指摘されている。その理由としては、設計、積算等、工事の発注前段階の業務に関与したCMRが自ら工事の入札に参加することは、公正確保の点で問題になることがあげられている。

このような問題が発生しないために、発注前のCM業務と工事の施工を当初から一括して入札にける方式をとることも考えられるが、この場合でも、CMRが発注者が積算を行う前段階から関与するため、CMRが関与する時点では、予定価格の決定（予算決算及び会計令（予決令）80条1項）を行うことができず、予定価格に基づく入札を行うことができない問題が依然として残される。また、最終工事費が最高限度額内でおさまったとしても、その差額を発注者とCMRとで分け合うことは、会計法令上、認められていない。

パターン2では、発注者とCM契約を結んだCMRが、建設業者（C1：総合建設業者）1社と請負契約を結ぶことになるが、一括下請けの禁止（建設業法第22条）に抵触するとの指摘もある。

c) エージェンシー型CM

エージェンシー型CMは、発注者とCM契約を結んだCMRが、発注者の利益を守る立場で、CM業務を行う。CMRと建設業者との間には契約関係はなく、建設業者は発注者と直接請負契約を結ぶ。

統括安全管理は、パターン3では総合建設業者、パターン3'では総合建設業者（部分請負）、専門工事業者が行うことが考えられる。さらに、パターン3、パターン3'ともに、CMRが統括安全管理を行うことも想定する必要がある。

この形態は、オーナー型CMと同様、現行法上、公共工事への適用は可能である。ただし、パターン3は下請の専門工事業者の選定の仕方によっては問題になる場合がある。

パターン3は、すでに、わが国の民間建築工事の

一部に導入されているCM形態の一つである。工事は分離発注ではなく、総合建設業者に一括発注されるが、通常の一括発注とは異なり、下請の専門工事業者の選定は、総合建設業者に委ねずに、発注者の意向に沿って、CMR自らが行う場合もある。このことにより、コスト構成の透明化とコストダウンを図ろうとしている。

このCMR自らが下請の専門工事業者を選択する方式も、現行法上、公共工事に適用することは難しいとされている。

すなわち、会計法では、価格の総額について競争入札を行い、落札者を決定すると定められており（会計法第29条の6）、CMR等は、下請の専門工事業者を指定したり入れ替えたりするなど、総合建設業者が入札で提示した価格の総額に影響を与えるような行為はできないからである。

(2) 公共工事で導入が予想されるCMの形態

以上のことより、わが国の公共工事にCM方式を導入する場合、現行の会計法令等から、請負型CMを適用することは難しく、オーナー型CM、エージェンシー型CMの導入が有力であるといえる。

このうち、総合建設業者への一括発注となるパターン1、パターン3での安全管理については、CMRが行うことも考えられるが、多くの場合、従来どおり総合建設業者による統括安全管理体制が継続されると考えられる。一方、パターン1'、パターン3'の分離発注のCM方式については、CMRと元請となる建設業者の統括安全管理の役割分担、責任分担の検討が必要であると考えられる。

これらをまとめたものを表2に示す。

表2 公共工事への導入が予測されるCM形態

形態	パターン		統括安全管理の主体	会計法令、建設業法上の適用性
オーナー型	1	一括	総合建設業者、CMR	適用可
	1'	分離	総合建設業者、いずれかの専門工事業者、CMR	適用可
請負型	2	一括	総合建設業者またはCMR	適用不可（会計法、予決令、建設業法）
	2'	分離	総合建設業者、いずれかの専門工事業者、CMR	適用不可（会計法、予決令）
エージェンシー型	3	一括	総合建設業者、(CMR)	適用可（ただし、一部、会計法等に抵触する場合あり）
	3'	分離	総合建設業者、いずれかの専門工事業者、(CMR)	適用可

3. 労働安全衛生法に基づく統括安全管理

ここでは、図1に示す、すでに、わが国の民間建築工事で導入事例が見受けられている、パターン3'の分離発注によるエージェンシー型CMをとりあげ、労働安全衛生法に基づく統括安全管理の内容を整理する。

エージェンシー型CMにおいては、通常、CMRは発注者と業務委託契約を結び、元請の建設業者（図1のA～D社）は発注者とそれぞれ工事請負契約を結ぶ。

統括安全管理責任について、分離発注であるこのケースの場合、表3に示す労働安全衛生法第30条第2項に基づき、建設業者の中から統括安全衛生管理義務者が1社指名される（図1のA社）。

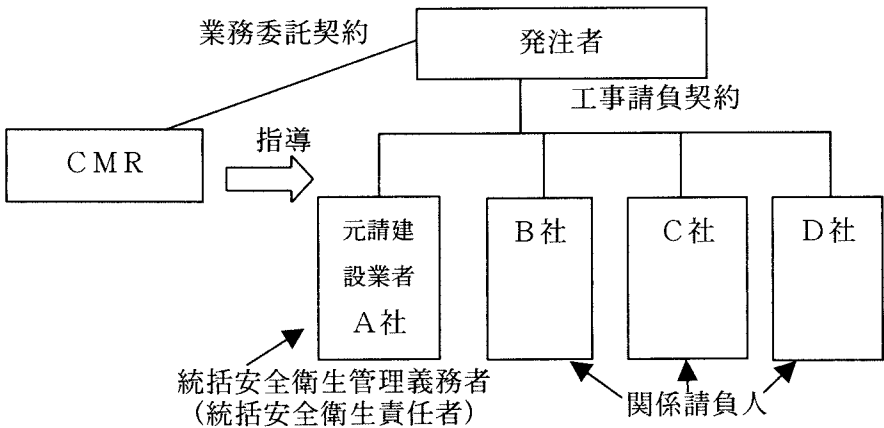


図1 エージェンシー型CMの場合

表3 労働安全衛生法第30条第2項（一部）

特定事業の仕事の発注者（注文者のうちその仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。）で、特定元方事業者以外の者は、一の場所において行われる特定事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせる場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行うときは、労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行う事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。…（以下略）

注）表中、下線は筆者による加筆。

表4 労働安全衛生法第30条第1項（抄）

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が、同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 1 協議組織の設置及び運営を行うこと。
- 2 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- 3 作業場所を巡視すること。
- 4 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- 5 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成すること
- 6 前号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するために必要な事項

注）表中、下線は筆者による加筆。

統括安全衛生管理義務者は、表4に示す労働安全衛生法第30条第1項各号の事項に関する必要な措置を講じる。また、統括安全衛生管理義務者は、労働安全衛生法第15条に基づき、労働者の数が政令で定める数以上の場合、統括安全衛生責任者を選任する。ただ、労働安全衛生法においては、統括安全管理を行うべき者は、建設業では元方事業者であるが、建設現場でそれを履行すべき者は、具体的には施工管理の責任と権限を有している現場所長である。統括安全責任は、統括安全衛生責任者を選任すべき規模に関係なく存在する。

また、元請の建設業者が担う安全管理には、元方事業者の講ずべき措置等（同29条の2）、仕事を自ら行う注文者として講ずべき措置等（同31条）等がある。さらに、統括安全衛生管理義務者以外の請負人（図1のB～D社およびA～D社の下請負人）には講ずべき措置等（同32条）が定められている。その他、労働者を雇用する事業者には、事業者の講ずべき措置等（同20、21条他）の事業者責任がある。

4. CM方式導入による安全管理上の問題点

CM方式導入に伴う新たな安全管理上の問題点を整理すると、(1)分離発注によるもの、(2)CMRの安全管理責任とに分けられる。

(1) 分離発注によるもの

a) 統括安全管理上の問題

わが国の公共建築工事では、建築躯体工事と設備工事の発注のように、すでに分離発注は実施されてきている。この場合、通常、統括安全管理は、全工期にわたって、建築躯体工事の元請業者である総合建設業者が行っている。

一方、わが国の民間建築工事のCM事例に見られるように、30業者に及ぶような数多くの建設業者に分離発注される場合には、元請の建設業者の一つが総合建設業者であり、総合建設業者が、一括請負工事の実績で培ってきた豊富な統括安全管理ノウハウをもってしても、直接請負関係にない数多くの建設業者を一貫して統括安全管理することは難しく、この場合、統括安全管理が十分に機能しないことが懸念されている。

労働安全衛生法上、統括安全衛生管理義務者は、分離発注された元請の建設業者のいずれかの業者が労働災害を発生させた場合、労働安全衛生法第30条第1項違反になる可能性がある。

表4に示す労働安全衛生法第30条第1項各号のうち、統括安全衛生管理義務者は、第1号「協議組織の設置及び運営」、第2号「作業間の連絡・調整」、第3号「作業場所の巡視」については、数多くの建設業者への分離発注の場合においても、組織の設置、打合せの開催、日々の施工管理等により、十分な対応が可能であると考えられる。

しかし、第4号「関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助」については、統括安全衛生管理義務者が、請負関係にない数多くの建設業者それぞれに対し、実効性のある指導ができるのかが問題となる。

また、第5号「仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成すること」については、統括安全衛生管理義務者が、関係請負人である他の元請の建設業者が行う工事に関するこれら計画を適正に作成できるのかが問題となる。仮に、統括安全衛生管理義務者その他の元

請の建設業者とが共同でこれら計画を作成するとした場合、その役割分担、責任分担等の検討が必要になってくる。

b) 総合建設業者における専門工事業者に対する影響力低下と統括安全管理能力の低下

これまで、総合建設業者は専門工事業者との間で長年にわたる取引関係を保つことにより、施工管理全般に亘る指導力、強制力を発揮してきた。また、大手総合建設業者等は、協力会の会員である専門工事業者に対して、長期的で全社的な安全教育、安全指導を実施し、その結果、専門工事業者の安全管理能力の向上に貢献してきた。

今後、CM方式の導入により分離発注が増え、総合建設業者が一括受注する機会が減少した場合、総合建設業者と専門工事業者の長期的な取引関係が崩れ、総合建設業者の専門工事業者に対する指導力、強制力が低下するとともに、長期的には、総合建設業者の統括安全管理能力が低下していくことが懸念される。

c) 専門工事業者の統括安全管理能力の不足

分離発注方式が採用され、工事を受注するすべての建設業者が専門工事業者であり、かつ、どの業者も十分な統括安全管理に精通していない場合、現場の適正な安全管理を期待できないことも問題となってくる。

(2) CMRの安全管理責任

現行の労働安全衛生法は、昭和47年に制定され、その後、技術革新、就労形態等の変化に対応するため、幾度かの改正を経て今日に至っている。

CM方式は新しい契約方法であり、現場の安全管理のあり方が、CMRが関わることにより、現行の労働安全衛生法では十分に対応できない部分がでてくることが考えられる⁴⁾。

例えば、労働安全衛生法第15条第2項では、「統括安全衛生責任者は、当該場所において、その事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない」と規定されているが、CM方式が採用されたとき、CMRが行う管理業務の内容によって、統括安全衛生責任者としての選任要件にそぐわない場合が生じることや、CMRが直接の請負関係を持たない建設業者に対して、統括安全管理を行いうるかが不明確なことなど、CMRに対する法令上の安全管

理責任が不明確な場合が生じることが予想される。

このCMRの安全管理責任について、以下、エージェンシー型CMを採りあげ、問題点を具体的にみていく。

エージェンシー型CMの場合、CMRの安全管理責任は民法上の注意義務に該当するのではないかという指摘がある。エージェンシー型CMでは、CMRは発注者と業務委託契約を結ぶ。受任者にあたるCMRは、民法第644条「受任者は、委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。」に従うことになる。

しかし、CMRが工事の実施に影響を与えるような指導を行った結果、建設業者の安全に重大な影響を与えることが考えられ、CMRの安全管理責任が、この民法上の注意義務の枠内で十分かどうかは議論を必要とするところである。

公共工事でCM方式を検討している発注者やCMRの主な担い手と予想される大手総合建設業者へのヒアリングによれば、CMRが、優れた施工管理ノウハウをもって、建設業者の施工管理に対して指導することを、CM方式を採用する意義としてあげていた。

また、公共工事におけるCM方式の採用については、特に、地方公共団体等、自らの技術職員が少ない発注機関のニーズが高いことがかねてから指摘されている。このような発注機関では、工事を適正に行うため、CMRに対し建設業者への強い指導が期待されるであろう。

この際、CMRの指導の不適切さ、不十分さ等により労働災害が発生する事態が懸念されるので、CMRの安全管理責任の所在を明確にする必要がでてくる。

労働安全衛生法では、安全管理責任の対象となる事業者、元方事業者等は、発注者等との請負契約を前提としている。発注者と請負契約ではなく委託契約を結ぶCMRの安全に関わる権限と責任を明らかにする必要もある。

これらCMRの安全管理責任の問題については、今後、十分な検討が必要であると考えられるが、検討にあたっては、CM方式が定着している米国の事例が参考になると思われる。

5. 米国におけるCMRの安全管理責任

米国では、連邦政府の工事発注機関の一つであるGSA（General Service Administration、一般政府調達庁）が、CM方式を採用する場合のCMR公募ガイドを作成している⁵⁾。また、CMの業界団体であるCMAA（Construction Management Association of America、米国CM協会）は、発注者とCMRの標準契約約款を作成している⁶⁾。

一方、米国の安全に関する法律としては、労働安全衛生行政を司るOSHA（Occupational Safety and Health Administration、労働安全衛生庁）が所管する労働安全衛生法⁷⁾等がある。

(1) GSAのCMR公募ガイド

GSAのCMR公募ガイドでは、PBS（Public Building Service）の主な設計・計画業務、施工管理業務等を対象に、CMRを採用するときの標準的なCMRの業務内容、責任の範囲等を示している。

その中の施工管理業務において、CMRは、工程管理、予算管理、品質管理等の目標達成のため、GSAのプロジェクトマネージャーと契約管理官を補佐（assist）・支援（support）すると示されている。具体的なCMRの業務としては、施工の記録、進捗状況の報告、工程の調整、施工打合せの開催、建設業者からの提出物の管理、支払の処理、建設業者の安全管理体制の監視、各種調査、品質検査、情報請求への対応、契約修正の処理、クレーム処理とクレーム防止等があげられている。

施工時の安全管理責任については、建設業者が、建設現場の安全を確保し、安全計画の立案と実行の責任をもつとし、CMRの安全管理責任は特に示されていない。その上で、CMRの安全管理業務は、建設業者の安全計画のレビューや認可におけるGSAの補佐、建設業者の安全プログラムの監視、建設現場で労働者の生命を危険に晒すような状況を発見した場合のGSA等への迅速なアドバイス、GSAの事故報告書作成の補佐などが定められている。

(2) CMAAのCM方式契約約款

CMAAでは、エージェンシー型CMと請負型CMそれぞれについて、発注者とCMRの標準契約約款を作成している。

エージェンシー型CMの標準契約約款では、プロジェクトの人員、財産、作業等に関する責任は、全

て建設業者が負うものとしている。

CMRは、CM業務に適用される連邦政府、州政府、地方自治体の法律、規則に準拠して、その業務を的確に行うことを発注者に約束することが定められている。

安全管理については、CMRは、建設現場における統括的な安全対策を検討できるよう、各建設業者に対し、発注者との契約で定められた安全計画を提出することを求め、その計画における安全対策等を検討する。また、各建設業者が提出した安全プログラムに対し、建設業者間の調整が行われているかを裁定するなどが定められている。

この標準契約約款では、CMRは安全管理責任をもたないことが強調されている。具体的には、建設業者との調整、建設業者の施工計画・安全計画等の完成度、建設現場における安全活動の監視等について、CMRは責任を負わないものと定められている。

一方、請負型CMについては、発注者は、CMRに対し、施工管理を行う上で必要な事項について、建設業者と直接契約を結ぶことを要求することが定められている。また、安全管理に関するCMRの業務は、建設業者が契約に基づき作成する安全計画を検討・調整することとしている。

(3) OSHA

米国の労働安全衛生法 Occupational Safety and Health Act of 1970（OSH Act）では、その第5条において、事業場の安全管理責任は、労働者を雇用している事業者が負うものとされている。この労働者を雇用している事業者の責任が、米国労働安全衛生法の基本である。

しかし、実際の建設現場では、労働者を雇用する事業者以外にも、総合建設業者やCMR等のように統括的な施工管理を行う事業者等に対しても安全責任はあるものとし、その具体をOSHA安全監督官の業務マニュアルに示している⁸⁾。

この業務マニュアルは、OSHAによる事業場への立入検査や、事業者の召喚方法等が示されている。

この中で、CM方式を導入した工事等のように、建設業者やCMR等、役割の異なる複数の事業者が存在している場合において、安全管理の法規違反に係る責任の所在や、事業者の召喚についての判断の目安が示されている。

複数事業者は、責任の範囲によって4種に区分され、その一つに、CMRが対象となる、安全衛生管理を統括する責任のある事業者（Controlling Employer）がある。

CMRは、契約上、CMRに対する安全管理の規定がない場合、または、CMRが安全の権限を持たないと規定されている場合でも、Controlling Employer となる場合があるとしている。

この理由として、CMRの安全管理権限は、契約上の複数の権限を一つに合わせた結果、生じ得るので、CMRは、作業のすべての局面に関わるような、建設現場における広範囲な責任（Broad Responsibility）を持ち、その責任は、契約上の権限に安全面を必然的に含むほど広いものであると示している。

特に、直接作業を行う下請の建設業者間の調整、工程の決定等の権限は、安全面への影響が大きく、重要であるとしている。

本業務マニュアルでは、当該規定に係るCMRの安全管理責任の事例が盛り込まれている。マニュアルに示された事例によれば、契約上、安全に関する権限を持たないCMRに対し、建設業者Sが、建設業者Gの安全設備（ガードレール）設置が完了するまでは作業が開始できないと、工程変更の要求を出しているものである。この事例では、CMRはSの要求を認めるかどうか決定する契約上の責任を有している。

この場合、CMRは、契約上、安全に関する権限を持たなくとも、實際上、契約が与えている複数の権限を合わせると、建設現場での広範囲の責任を有し、安全面に注意する管理行為が必要となると示している。Sの工程変更要請を認めるかどうかを決定するというCMRの契約上の責務は、安全に直結する。CMRの決定は、Sの労働者が墜落の危険から保護されるか否かに直接に関わり、CMRは、工程変更を拒否すれば、墜落の危険をつくり出した違反で召喚されると示している。

また、実際のCMRの召還事例で、OSHAのニュースリリースに掲載されたものを表5に示す。

この事例では、死亡した労働者を雇用していた下請の建設業者と、下請の建設業者を統括管理してい

表5 CMRの安全責任事例

OSHAは高速道路工事による死亡事故の後、重大な安全違反により3社を召喚する

①事故概要

高速道路工事において、下請建設業者の労働者がトレーラートラックと防護用コンクリート壁に挟まれ死亡。

②事故原因

作業中、労働者は道路上を何度も横断しなければならず、事業者が交通整理計画の立案や指定、マニュアル、高速道路局の要件を履行しなかったため、車両通行にさらされることが分かった。また、車両通行のすぐ側で作業する労働者を訓練せず、信号を置かないことで適切な防護がなされず、車両通行のあるときには反射し視認性の高い防護装備を付けることを労働者に徹底していなかったため、労働者が派生的な危険にさらされていた。

た元請の総合建設業者は、次の4つ違反で召還されている。

- ①交通車両による事故を防止するために必要な措置を作業場に用意しなかった点
- ②車両の通行する周辺での作業に対する労働者の安全訓練等を怠った点
- ③信号や交通誘導員を置かなかった点
- ④目立たない服装で労働者を作業させた点

一方、CMRも、上記1)「交通車両による事故を防止するために必要な措置を作業場に用意しなかった点」の違反で召還されている。

このニュースリリースだけでは、CMRと発注者、発注者と元請の建設業者等との契約内容までを把握できず、断定はできないものの、CMRを召還した判断として、上述のOSHAが示したCMRの安全管理責任の考え方に準拠し、契約上、CMRに安全管理責任が示されていない場合であっても、CMRには広範囲な責任があるとして、CMRに安全管理責任を求めたものと思われる。

6. 今後取り組むべき課題

CM方式の導入に伴い、建設工事における安全水準が低下することを防ぐためには、4で示したCM方式の導入に伴って生じる新たな安全管理上の問題を解決する必要がある。そのために、今後取り組むべき主な課題は以下のようである。

a) 専門工事業者の安全管理能力の育成

元来、労働安全衛生法では、専門工事業者を含む個々の事業者による事業場の安全確保を基本として

おり、総合建設業者による統括安全管理は、個々の事業者による安全管理を補完するためのものとして制定されたものである。

しかしながら、現実には、専門工事業者による現場の安全管理は、総合建設業者の指導に依存することが多く、その結果、多くの専門工事業者の安全管理能力は、十分に成熟しないままに推移してきた。CM方式が導入される際には、専門工事業者であっても、自らの事業者責任を果たす安全管理能力の向上を図ると同時に、統括安全管理を担う能力を養成することが必要となる。

このため、建設業界においては、自らの事業場の安全管理および統括安全管理の能力を有する者を育成するための教育研修に取り組む必要がある。

b) 分離発注における統括安全管理の検討

数多くの建設業者に分離発注される場合には、現場の安全管理水準が、一括発注と比較して低下しないようなルールづくりが必要である。

具体的には、統括安全衛生管理義務者が、直接請負契約関係にない建設業者に対しても、指導力、強制力を発揮できる仕組みの構築等を検討することが必要になる。

c) CMRの安全管理責任の明確化

すでに見たとおり、CM方式には様々な形態があるが、現行の統括安全管理制度だけでは、十分に明確にできない問題点が存在する。特に、CMRの安全管理上の役割と責任を明確に規定する必要がある。

5で示した米国の事例からは、連邦政府の発注機関、CMの業界団体が作成するCM標準契約約款等では、エージェンシー型CMにおいて、施工段階のCMRの業務内容は規定されていたものの、CMR

の安全管理責任の規定は見受けられなかった。また、米国労働安全衛生法にもCMRのような統括管理主体に係る安全管理責任は示されていなかった。しかし、OSHA安全監督官に対する召還の判断の目安等を示す業務マニュアルでは、契約上、CMRの安全管理責任が規定されていなくても、その他の管理権限の組み合わせ等により、CMRが安全管理責任を有する場合があることが明らかとなった。

今後、これら米国の事例の詳細な検討や、その他諸外国のCM業務規定、実際のCM方式の工事事例等を調査し、わが国におけるCM方式導入による現場の安全管理のあり方について、さらなる検討を続けることとしたい。

【参考文献】

- 1) 小林康昭：コンストラクションマネジメント（CM）の我が国への導入の可能性の検証、第12回建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会講演集、P69～84、1994
- 2) 建設業労働災害防止協会：新たな発注・契約形態による建設業の安全管理に関する検討結果報告書、2001
- 3) 小沢道一：激動期の建設業、大成出版社、2001
- 4) 花安繁郎：CM方式導入に伴う建設工事の安全問題、建設オペニオン、2002年4月号
- 5) General Service Administration: Construction Management Request for Proposals Guide, 1993
- 6) The Construction Management Association of America: CMAA Document No.A-1, 1999
- 7) Occupational Safety and Health Administration :Occupational Safety and Health Act of 1970
- 8) Occupational Safety and Health Administration :Field Inspection Reference Manual

A Study on Safety Management of CM in Japan

Motoya TAKAGI, Yasuaki KOBAYASHI, Shigeo HANAYASU, Naruo KANO, and Keisuke YOSHIDA

It is investigated to introduce CM method to public construction project, so far CM method is introduced to private building project in Japan. In case of popularizing CM method in Japan, it is anticipated that new safety management will be appeared different from present safety management to be performed by general construction company on these projects. The role and responsibility of safety management is not clear between CMR(Construction manager) and contractors on Occupational Safety and Health Act in Japan. In this paper, we try to be clear safety problem of CM, and study proper safety management of CM.